

1. 障害者支援局 事業計画

障害者支援局長 比留間 孝子

事業計画

障害者支援局の平成27年度事業計画は、社会福祉法人大三島育徳会（以下、法人）の統轄本部に示されている基本理念に基づく。また、障害者支援機関である世田谷区立玉川福祉作業所は「第4期世田谷区障害福祉計画」の基本理念を踏まえ、障害者が安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現を目指している。

昨年度を振り返ると、先ずはこれまで長い間障害者にとって念願であった「障害者の権利に関する条約」の批准が1月発効した。日本は平成17（2005）年に署名したまま、国内法の障害者基本法改正や障害者差別解消法の成立に時間を要し世界で140番目の締結となった。一方、自然環境はというと、異常気象による観測史上例のない大洪水・豪雪・暴風雨・噴火など自然災害発生リスクに見舞われた。加えて、消費税増税が導入され社会情勢としては不安定な事が多かったように思う。しかし、こうした厳しい環境下にあっても、法人として昨年8月に障害者指定特定相談支援事業所「相談支援センター フォルテ」を開設できたことは、施設利用者の地域移行生活や福祉サービス提供の充実にむけ大きな役割を担うことになる。

国の障害保健福祉施策の動向に目を向けると、平成27年には障害福祉計画の見直しがなされる。平成25年改正した「障害者総合支援法」の基本理念である共生社会の実現に向け、障害支援区分の創設（H26.4月施行）や障害者の範囲に難病（対象疾患130）が拡大。また、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（H26.4月施行）、地域生活支援事業の拡充等障害者支援事業が拡大した。また、共同生活介護については、障害者の重度化・高齢化が進んでも地域に継続して生活ができるよう住まいの場のシステム化がなされた。今後は親亡き後や保護者の高齢化に対する予防対策として成年後見制度や信託制度の活用を推進していく必要がある。

あわせて相談支援事業についても、国は、平成27年4月よりサービスの支給決定に当たってはすべて『サービス等利用計画』が必要としている。世田谷区は、基幹相談支援センターを中心に各福祉エリアに地域障害者相談支援センターを設置・事業化してきたが、平成26年8月末現在、19カ所の指定特定相談支援事業者が区内約6,000人の福祉サービス利用希望者に対し、1,367件の利用計画作成にとどまっている現状である。当法人は、現在通所して福祉サービスを受けている利用者の安定した継続利用や地域生活支援を推進するとともに、地域の福祉サービス対象者への貢献等踏まえ、世田谷区始め関係機関と連携して計画相談支援事業の推進に尽力していく。

また、国は平成27年度の特例支援学校卒業生から、在学中に就労移行支援施設で体験実習によるアセスメントを実施し、卒業と同時に就労継続支援B型施設を利用できるよう方針を示した。世田谷区は、就労移行支援事業への需要の変化や利用者等の要望に対応し事業内容を見直すため、昨年度、「世田谷区立障害者福祉施設条例」の一部を改正した。条例改正の内容は、就労系の区立障害者福祉施設10施設を整備し、就労移行支援と就労継続支援B型併用施設を8→5施設に削減し、就労継続支援B型単独施設を3施設新設した。今後、新規卒業生の通所先確保が改善される。当法人の玉川福祉作業所等々力分場は、平成27年4月1日より事業変更により就労継続支援B型単独事業所に変更する。

今年度においては、以下の3項目について重点的に取り組んでいく。

i) 地域で自立した生活を送る

利用者が安全に安心して暮らし続けることが出来る地域社会の実現を目指す。

- ① 地域住民への障害者理解を促進する
 - ・地域ボランティアの導入を強化する
- ② 高齢化する利用者・保護者の住まいの場を確保する
 - ・賃貸物件など地域住民からの情報提供を取り入れながら、居住支援を強化する
- ③ 利用者一人ひとりのニーズに応じた多様なサービスを確保する
 - ・利用者の通院支援や外出などの地域活動を充実したものにするため、移動支援事業所と連携する
- ④ 余暇活動の取り組みを広げる
 - ・地域の居場所づくり（同窓会）の取り組みを充実する
- ⑤ 成年後見人制度を推進する
 - ・保護者会等で啓発を進め、保健福祉課障害支援担当ワーカー・弁護士などと連携を強化する

ii) 障害者就労の促進

利用者のニーズやアセスメントに基づいて、一人ひとりの資質および能力、障害程度に合わせた作業（受託・自主生産・官公需）を提供し、生産活動に必要な知識、技能を育成するとともに職業生活に適応できる自立心を養っていく。と同時に、自分にあった働き方を見つけ続けられるよう就労移行支援に取り組む。そして、工賃アップ、働きがいのある作業活動を支援していく。

- ① 就労継続支援事業B型を推進する
 - ・たまピカクロス業務用を高年齢介護事業所外の他事業へ拡大する
 - ・公園清掃場所の見直しと再開発に伴う公園清掃を獲得する
- ② 就労移行支援事業を推進する
 - ・地域アルバイト（クリニック・保育園・喫茶など）を再構築する
 - ・定着支援を再構築する（同窓会組織活動の充実）

iii) 相談支援体制と地域生活援助の充実

利用者が、自立して地域で安心して暮らし続けるため、さまざまな地域の社会資源・福祉サービスを適切に結び付け調整する相談支援事業の推進が求められる。

- ① 指定特定相談支援事業所の運営を安定させる
 - ・社会資源・福祉サービスを活用する
 - ・相談支援専門員の人材を育成する
 - ・地域包括ケアシステム推進のため、あんしんすこやかセンター・他相談支援事業所と連携する
- ② 利用者の安定した福祉サービス継続を推進する
 - ・利用者のライフステージに即した支援体制を構築する
 - ・相談支援事業所と連携する
- ③ 高齢障害者の働き方に合わせた支援の提供について、実態に即した柔軟な取り組みを検証する
 - ・障害者の高齢化に対応した日中サービス支援の在り方を確立する
 - ・高齢障害者の住まいの場を確保する

2. 就労支援事業部（世田谷区立玉川福祉作業所）

(1) 平成27年度運営方針

世田谷区立玉川福祉作業所
施設長 阿久沢 佐喜子

玉川福祉作業所は、利用者一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい個別支援計画に沿って、人権を尊重した支援を実施する。そして、法人理念である「地域に根ざした社会福祉」にもとづき、ともに育ち、ともに暮らし、ともに働く共生社会の実現に向け、利用者が地域で自立した社会生活を営むことを支援するために、地域に根ざした社会福祉の充実に取り組んでいく。

理 念

自分が選んで自分で決める、私らしい生活づくり
<Smile is best!>

① 基本方針

平成26年度、指定管理の再選定が行われ、平成27年度から平成31年度まで事業運営が継続されることとなった。

今後の事業運営の視点は、第一に「障害者総合支援法」に則り支援を展開していくことである。それは、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、支えあって、共に育ち、共に暮らし、共に働く共生社会の実現を目指す。そのために、まつり、施設公開等の機会を利用し、地域住民に障害者理解を深める取り組みを行う。第二に「第4期世田谷区障害福祉計画」など各種行政計画に沿った事業の推進である。平成27年度から5年間の計画である「せたがやノーマライゼーションプラン」では「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を目指している。それら計画を念頭におき、多様化した障害者と家族のニーズに応じていく。特に、就労移行支援事業・就労継続支援事業B型を提供する作業所として、個々のニーズに応じた働き方を提案していく。第三に地域包括ケアシステムを構築する中で、障害者施設としての役割と機能を発揮することである。法人事業である高齢者支援、障害者相談支援事業と連携し、利用者・保護者のみならず、地域住民のさまざまなニーズに応じていく。

利用者に対して良好な環境の中、障害福祉サービス事業として、通所により一定期間、企業等への就労移行支援や、労働習慣・基本的な生活習慣等を身につける就労継続支援B型などの事業を行い、社会参加を促進していくことを運営の基本として、以下3項目を運営方針とする。

- i) 利用者の「個人の尊厳と権利」を尊重し、一人ひとりの能力や特性が十分発揮できるよう、個別のニーズに応じた個別支援計画にもとづき、本人中心の意思決定を支援する質の高い福祉サービス提供を行う。
- ii) 地域住民並びに地域の関係機関とネットワークを結び、地域福祉の発展とともに地域生活に必要な環境を整え、共に生きる共生社会を目指して、地域に根ざした施設作りに努める。また、障害者共同生活援助（グループホーム）と連携し、地域における自立した生活支援の充実を推進する。
- iii) 多機能型（就労移行支援事業・就労継続支援事業B型）事業を制度の範囲内で、行政・他機関と連携しながら創意工夫し推進していく。さらに玉川本園・等々力分場2施設のそれぞれの特徴や地域性を生かしながら、利用者の社会的自立促進に向けた幅広いニーズに応じていく。

② 今年度の重点方針

今年度は、指定管理者として今後5年間の運営の再スタートの一年となる。また、運営している就労移行支援事業と就労継続支援事業B型が再編される。これは国の総合支援法の制度見直しにより世田谷区が行った多機能事業所運営・整備により、等々力分場（以下分場という）は、就労継続支援事業B型の単独事業を行うこととなった。そのため、就労継続事業B型が定員58名から6名増えて64名となり、工賃アップが大きな課題となっている。継続して多機能型事業所の効率的な運営を目指すとともに、分場との連携をさらに強化するため、それぞれの事業所における具体的な役割を明確化していきたい。

理念である「地域に根ざした福祉」を発展・充実させるために、これらを踏まえ、特に以下の3点を今年度の重点方針として取り組む。

i) 多機能型事業【就労移行支援・就労継続支援B型】の推進

就労移行支援事業については、平成20年事業開始当初は就労に対する興味関心は全くと言うほど無く、利用者・保護者ともに積極的ではなかった。利用者・保護者の不安を軽減するため、後述するスモールステップを踏み本人の適性を見極めて企業実習を行った。こうした実践を継続する中で、本人に適した機会があれば就労を希望する利用者・保護者が増え、作業所の移行支援事業への期待が大きくなっている。

そのため、第一に専門職員の育成として、第1号職場適応援助者の取得を目指す。第二に、各利用者の適性を見極め、安定し就労を継続するため、他関係機関（東京障害者職業センター・ハローワーク・就労支援センター・ジョブコーチ等）と連携していく。

定員増が見込まれる就労継続支援B型では工賃アップが喫緊の課題である。そのため、玉川本園・等々力分場の作業分担の見直し等を行い、調整を行う担当を配置する。担当は、その時々に応じて異なる作業種目・作業量等進捗状況を本園・分場全体を把握し、効率化をはかる。

そして、利用者が役割を担い働きがいのある作業支援が行えるよう、一人ひとりの資質能力、障害程度に合わせた作業を提供する。と共に、工賃をどのように使うかグループワーク等を行い、「買い物」の支援等工賃の意義を理解する取り組みを進めていく。

ii) 業務の標準化

事業所での業務は多岐にわたっている。作業支援・生活支援という直接に利用者にかかわる業務の他、行事や宿泊などの担当として受け持つ事業運営担当業務等がある。これまで確立してきた最適な手順とやり方で行ってきている。やりやすい方法を定め、これら業務を標準化することは効率を高め、職員に周知徹底をはかり共有するために重要となっている。運営を始めて10年経過した今、業務手順書を見直し、再構築していく。作成した手順書は見直しの時期も定め、改良を継続していく。

iii) 職員の専門性の向上

平成26年度は個別支援計画に沿った支援を強化し、日々の支援の中で計画がいかされているか点検できる仕組み作りを行ってきた。今年度はさらに、この取り組みを進めるため、内部研修を実施し職員の実践力向上に努めたい。

業務標準化とともに、職員育成という観点からも利用者支援の専門性を深めていきたい。

③ 27年度 各事業数値目標

i) 就労継続支援B型事業

内容：就労継続支援B型事業における受託・自主生産等の平均工賃額

平均工賃の目標水準 9,900円以上

ii) 就労移行支援事業

内容：就職準備プログラム、施設外実習及び短時間就労、就職者数

対象利用者数：4名

・ 求職登録	3人
・ 重度判定・職能評価	2人
・ 職場見学	延 15人
・ 職場実習	延 7人
・ 短時間就労（アルバイト）	1人

iii) 支援サービス満足度 <年度末アンケートから>

内容：個別支援計画作成時のニーズ把握と目標に沿った支援サービスの充実

玉川本園・等々力分場(合算) 90%以上

(2) 事業計画

① 施設の概況

i) 設置目的

障害種別にかかわらず、障害者がある有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、質の高い必要な福祉サービス支援を行い、地域の中で障害者を支える拠点となり、自立と社会参加を促進することを目的とする。

ii) 施設種別

障害福祉サービス事業

(就労移行支援事業+就労継続支援事業B型の多機能型)

iii) 設置年月日

【玉川本園】 昭和55年12月18日

【等々力分場】 平成17年 4月 1日

iv) 所在地

【玉川本園】

世田谷区玉川1丁目7番2号

TEL03(3707)0498

FAX03(3707)7589

E-mail honen@tamahuku.jp

【等々力分場】

世田谷区等々力2丁目13番4号

TEL03(5707)1330

FAX03(5707)1332

E-mail bunjyo@tamahuku.jp

v) 施設規模

【玉川本園】 敷地面積 882.00㎡ 延床面積 718.56㎡

【等々力分場】 敷地面積 469.65㎡ 延床面積 430.95㎡

vi) 職員構成 (H27年3月31日現在)

【就労移行支援】

(人)

職 種	常 勤	契約・非常勤	合計員数	業 務 分 担
管 理 者 (施 設 長)	1		1	就労継続支援B型兼任
副 施 設 長 (分 場 長)	1		1	就労継続支援B型兼任
サービスマニ 責 任 者	1		1	就労継続支援B型兼任
就 労 支 援 員	1		1	
職 業 指 導 員	2		2	就労継続支援B型兼任
生 活 支 援 員	2		2	就労継続支援B型兼任
医 師		1	1	(業務委託)
看 護 師		1	1	就労継続支援B型兼任
栄 養 士		1	1	就労継続支援B型兼任
調 理 員				(業務委託)
事 務 員	2		2	就労継続支援B型兼任

【就労継続支援B型】

(人)

職 種	常 勤	契約・非常勤	合計員数	業 務 分 担
管 理 者 (施 設 長)	1		1	就 労 移 行 支 援 兼 任
副 施 設 長 (分 場 長)	1		1	就 労 移 行 支 援 兼 任
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	1		1	就 労 移 行 支 援 兼 任
職 業 指 導 員	2		2	就 労 移 行 支 援 兼 任
生 活 支 援 員	7	5	12	就 労 移 行 支 援 兼 任
医 師		1	1	(業 務 委 託)
看 護 師		1	1	就 労 移 行 支 援 兼 任
栄 養 士		1	1	就 労 移 行 支 援 兼 任
調 理 員				(業 務 委 託)
事 務 員	2		2	就 労 移 行 支 援 兼 任

vii) 利用者の状況 (H27年4月1日予定)

i. 人 数

【合算】

	玉 川 本 園	等 々 力 分 場
利 用 者 定 員	51名	19名
現 員	42名	15名

【就労移行支援】

	玉 川 本 園	等 々 力 分 場
利 用 者 定 員	6名	—
現 員	5名	—

【就労継続支援B型】

	玉 川 本 園	等 々 力 分 場
利 用 者 定 員	45名	19名
現 員	37名	15名

ii. 性別・年齢構成

平均年齢(合算):(男性)32.94 (女性)40.47 (全体)35.46 (歳)

平均年齢(玉川):(男性)35.42 (女性)42.93 (全体)38.29 (歳)

平均年齢(分場):(男性)27.58 (女性)27.33 (全体)27.53 (歳)

【合算】

(人)

年齢 性別	19 以下	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60 以上	合計
男性	3	12	6	3	1	5	3	2	2	1	38
女性	3	3	1			2	1	5	3	1	19
合計	6	15	7	3	1	7	4	7	5	2	57

【玉川本園】

(人)

年齢 性別	19 以下	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60 以上	合計
男性	3	6	3	2		5	2	2	2	1	26
女性	2	2	1			1	1	5	3	1	16
合計	5	8	4	2		6	3	7	5	2	42

【等々力分場】

(人)

年齢 性別	19 以下	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60 以上	合計
男性		6	3	1	1		1				12
女性	1	1				1					3
合計	1	7	3	1	1	1	1				15

iii. 障害程度構成

【合算】

(人)

		愛の手帳1度	愛の手帳2度	愛の手帳3度	愛の手帳4度	合計
愛の手帳			14	31	9	54
身障重複	1級			1	1	2
	2級					
	3級					
	4級～		1			1
合計			15	32	10	57

【玉川本園】

(人)

		愛の手帳1度	愛の手帳2度	愛の手帳3度	愛の手帳4度	合計
愛の手帳			10	25	5	40
身障重複	1級			1	1	2
	2級					
	3級					
	4級～					
合計			10	26	6	42

【等々力分場】

(人)

		愛の手帳1度	愛の手帳2度	愛の手帳3度	愛の手帳4度	合計
愛の手帳			4	6	4	14
身障重複	1級					
	2級					
	3級					
	4級～		1			1
合計			5	6	4	15

iv. 障害認定区分構成

(人)

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	未判定	合計
玉川本園		15	17	8			2	42
等々力分場	1	4	4	4			2	15
合計	1	19	21	12			4	57

② 就労移行支援事業

i) 支援方針

i. 一般就労などへの移行に向けて、一人ひとりのニーズ・適性に合った職場を探し、企業などにおける2週間程度の職場実習の実施、就労後の職場定着の支援を実施する。

ii. 当作業所就労移行支援事業在籍の利用者・保護者の傾向として、就職に対して多大な不安を抱えていることが挙げられる。そのため、入所早々の就職活動については過度な負担がかかりすぎているので、2年間の中でおおむね次のようなスケジュールを組んでいる。

1年目：①作業所に慣れる ②アセスメント

2年目：上半期を中心に職場実習を実施し、その後の方向性を見極め。

また、不安を軽減するために、ジョブコーチ方式、地域アルバイト、スモールステップなどの手法を用いて、利用者にとって無理のない形での就労支援を行っている（ix「当作業所就労支援の特色」欄参照）。

ii) 重点目標

i. 玉川本園・分場連携の再構築

今年度より移行支援事業は玉川本園に一本化されることとなった。一方、企業実習、福祉実習等を希望する本園・分場の就労継続支援事業の利用者・保護者が増えてきている。

そこで、対象利用者のアセスメントを行い、適性を見極めて企業実習を実施していく。

移行事業の担当職員だけでなく、就労継続事業B型で企業実習を希望する利用者の担当職員も出席する移行会議を行い、情報を共有して多機能型の事業所の特徴を生かした就労支援を強化していく。

ii. 地域連携の強化

・これまでも東京エリアを主体とし、神奈川方面を含め利用者の適性に合った職場を新規開拓してきたが、今年度は、特に地域における職場開拓に力を入れていく。「地域で働く」を実現するために地域での実習先確保を進める。

昨年度から参画している世田谷区雇用促進協議会は、地域産業団体・特別支援学校・世田谷区・ハローワーク・福祉施設団体等が構成メンバーとなっている。ここで事業所はこれまでの就労の流れなど事例発表を行い、就労移行支援事業の役割を企業に伝えてきた。このネットワークを活用し、地域の職場開拓をより効率的に実施する。

・地域でのアルバイトを再構築していく。

iii. 他機関と連携する定着支援

玉川本園・等々力分場合わせて8名の利用者が就職している。

勤め先の異動等環境の変化や、仕事内容の変更等で就職を継続するために定着支援は不可欠となっている。そのため、担当職員の育成（第1号職場適応援助者研修）他機関との連携（ジョブコーチ・就労支援センターの利用）等を強化して定着支援を実施する。

また、OB会（ビー・スマイル）の活動が昨年度から始まっているが、今年度も事務局として、活動の充実を図り、就労の様子を把握する等、定着支援を行う。

iii) サービス内容

- i. 一般就労などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施する。
- ii. 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせる。

iv) 利用期間

利用者毎に、標準期間（2年）内で利用期間を設定する。状況により1年間の延長が可能である。

v) 対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者（65歳未満）とする。

- i. 企業等への就労を希望する者
- ii. 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

vi) 利用料（報酬単価・1日あたり）

701円（就労移行支援サービス費（I）定員61人以上80人以下）

※減免制度があるため、実際の費用負担は保健福祉課への確認が必要である。

vii) 職員配置

サービス管理責任者 1名

職業指導員・生活支援員 6：1以上（利用者6名につき、職員1名以上配置）

就労支援員 15：1以上（利用者15名につき、職員1名以上配置）

viii) 就労支援のながれ

i. 個別支援計画

入所1ヶ月以内に個別支援計画を作成し、個別支援計画により、目標・課題を明確にしたうえで適切な支援を実施する。また、個別支援計画は四半期毎に見直しを行う。

ii. 就職準備

・基礎労働習慣の確立

当施設での作業（作業内容は就労継続支援事業B型と同一内容）を行う事で、勤怠・挨拶・返事・生活リズムなど基礎労働習慣の確立を図る。

・アセスメント

当施設での作業を行う事で、利用者の作業・環境適性などアセスメントシートを利用し把握する。

・就職準備プログラム

年間15回程度のプログラムで、利用者のアセスメント、就労への動機付け、企業見学などの取り組みを実施する。実施の際は、すきっぷ・ハローワークなど他施設との連携を図り実施する。基本プログラムは、毎月第4火曜日に玉川本園で実施する。

・世田谷区就労ネットワークとの連携

区および障害者就労支援センターすきっぷを中心とする就労支援ネットワークにおいて、支援員間の情報交換及び、利用者の就労準備としてのプログラム（座学、企業見学、面接練習等）を実施している。

iii. 職場開拓

利用者の適性に合った職場を開拓する。開拓の際は、ハローワーク・すきっぷなど他施設との連携を図り実施する。

iv. 職員実習

職場実習実施前に、状況に応じて職員が実習を行う。利用者が行う業務を分析し、利用者の作業・環境適性を事前に確認する。また、利用者が働きやすくなるように、企業に業務改善などを提案する。

v. 面接

利用者に同行し、面接時のフォローを行う。また、面接の際に必要な履歴書記入の支援も実施する。

vi. 職場実習

企業などで2週間程度の職場実習を実施する。実習実施の際は、利用者・企業などの不安を解消し、利用者の働きやすい環境をつくるために、必要に応じて職員が同行する。

vii. 就職

就職に至った際は、契約内容の確認や手続きなどの支援を実施する。

viii. 定着支援

就職後も必要に応じて職場訪問し、トラブルが生じた際に対応できるようにアフターフォローする。訪問については他機関と連携し支援にあたる。

またOB会開催時に就労状況などの情報を収集する。

ix) 当作業所就労支援の特色

i. ジョブコーチ方式

面接・職場実習・契約・職場定着時などに、利用者の不安が軽減するように、必要に応じて職員が付き添い支援する。作業やコミュニケーションなどに関して、利用者と企業との仲立ちを行い、調整を図る。職場開拓に関しても、他就労支援機関等と連携を図りながら、個別のニーズ・適性に合った職場開拓を実施する。

ii. 地域アルバイト

利用者個別のニーズに合わせ、地域の商店や企業でのアルバイトも実施していく。利用者が安心して働くことができるように、作業所に通いながら実施していく。

iii. スモールステップ

利用者、保護者の就職への不安は大きく、一足飛びに就職を目指すのは難しいのが現状である。当作業所では段階的にステップをつくり、利用者に無理のない形で就職することができるように就労支援を実施する。福祉実習→企業での体験実習→地域アルバイト→20時間就職→30時間就職といったように、段階を踏んで利用者の不安を軽減し、無理なくステップアップが図れるように支援する。

③ 就労継続支援事業B型

i) 支援方針

- i. 利用者の意思及び人格を尊重し、一人ひとりのアセスメントに基づきニーズに応じた個別支援計画を作成し計画に沿った支援を行う。保健福祉課・相談支援事業所・医療機関・移動支援事業所・グループホーム等、専門機関とネットワークを築き、ライフステージに応じた暮らしをささえる支援体制を構築する。
- ii. 必要な支援を受けながら自らの意思で選択、決定、行動しながら一人の社会人として「わたし（自分）らしい生活」を送れるように支援する。
- iii. 職業生活に必要な知識、技能を育成し社会人としての自律心、自尊心を養う。

ii) 重点目標

- i. 工賃向上への取り組み
 - ・ 作業収入の現状を把握し工賃アップのための課題を洗い出し分析、計画的進行
 - ・ 「たまピカクロス」「はた織物」等の自主生産商品の商品開発と販路拡大
 - ・ 二子玉川第2期再開発に伴う地域清掃の獲得
 - ・ 祝祭日の委託業務に関しては他の地域資源との仕事のシェアによる受注拡大の可能性探究
 - ・ 障害者情報センターと協力し障害者施設における共同受注、共同販売の仕組みを確立
 - ・ 障害者優先調達法による官公需（受注・役務）の拡大
 - ・ 利用者が自立的に動けるような作業環境の整備と生産ラインの見直し
 - ・ 作業評定の見直しによる、作業意欲の向上
- ii. ニーズに応じた多様な働き方の提案
 - ・ 高齢化等によるニーズの変化を踏まえその人に合った多様な働き方を選択できるような環境整備していく
- iii. 主体性の発揮
 - ・ ニーズアンケート、個別支援計画、月々のモニタリングの内容を深め、利用者自身が自分にあった生活や希望が叶えられるように支援していく
 - ・ 働いて得た工賃の活用を学び、働きがいのある仕事を構築していく
 - ・ 集団の中の役割をとおして、自己肯定感につなげる

iii) サービス内容

- i. 通所により、就労や生産活動の機会を提供する（雇用契約は締結しない）。利用者のニーズ・アセスメントに基づいて、一人ひとりの資質及び能力に応じた作業（受託・自主生産・官公需）を提供する。
- ii. 一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援する。作業所内の支援にとどまらず、福祉実習（博水の郷喫茶・鎌田喫茶ぴあ・産業プラザ喫茶コーナー・SL）を積極的に活用する。
- iii. 平均工賃の今年度目標水準を9,900円と設定し、実績と併せて都知事へ報告、公表する。

iv) 利用期間
制限なし。

v) 対象者

就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢（50歳）に達している者であって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上や維持が期待される者とする。

vi) 利用料（報酬単価・1日あたり）

527円（就労継続支援B型サービス費（I）定員61人以上80人以下）

※減免制度があるため、実際の費用負担は保健福祉課への確認が必要。

vii) 職員配置

サービス管理責任者 1名

職業指導員・生活支援員 7.5 : 1以上

（利用者7.5名につき、職員1名以上配置）

（生活活動支援体制強化型のため）

viii) 作業内容

作業種目	玉川本園	等々力分場
受託加工	菓子箱折り 博水の郷炭交換作業 博水の郷外部清掃 ピンチ加工 玉川医師会清掃 二子玉川再開発灰皿清掃 タガヤセ大蔵清掃 他	博水の郷室内清掃 博水の郷外部清掃 空き缶分別 タガヤセ大蔵清掃
自主生産	機織り（マット等） 陶芸（干支土鈴等） たまピカクロス（リサイクルクリーナー） りんごジュース、味噌等委託販売 刺子 他	たまピカクロス（リサイクルクリーナー） 刺子 他
官公需	公園清掃 （谷川公園） （二子玉川西地区ふれあい広場） （宇奈根1-9遊び場） （宇奈根1-22遊び場） （玉川四丁目広場） （玉川一丁目河川広場） （玉川北広場） ・清掃作業 年56回 ・除草作業 年3回 雑巾 世田谷区（用品）	公園清掃 （喜多見一丁目広場） （喜多見1-4遊び場） （野毛2丁目さくら公園） ・清掃作業 年56回 ・除草作業 年3回 雑巾 世田谷区（用品） 自転車再生 世田谷区（海外援助物資）

(3) 支 援

① 日課

<月曜日 ～ 金曜日（水曜午後を除く）>

時 間	日 課	内 容
9:00～ 9:10	登 所	更衣
9:10～ 9:30	利用者朝礼	ラジオ体操・1日の作業内容・連絡事項
9:30～12:00	作 業	(休憩 10:30～10:45)
12:00～13:00	昼食・休憩	
13:00～15:15	作 業	14:00～14:15 の時間帯はグループ毎に、それぞれウォーキング若しくは室内運動に分かれて活動を実施 (雨天時は全員室内運動) (休憩 14:15～14:30)
15:15～15:30	清 掃	担当場所ごとに実施
15:30～15:45	更 衣	
15:45～	終 礼	小グループで実施
16:00	帰 宅	

<水曜の午後 余暇支援活動及び利用者会の時間>

時 間	日 課	内 容
13:00～13:15	清 掃	班毎に実施
13:15～14:30	利用者会活動	利用者会で決めた内容を実施
14:30～14:45	更 衣	
14:45～	終 礼	小グループで実施
15:00	帰 宅	

* 就職準備プログラム：第4火曜日午後13:30～16:00、玉川本園にて実施

② 班編成

【玉川本園】

従来行っていた生活班は設置せず、必要に応じてケース担当を軸とした小グループでモニタリングや意見交換を行う。

【等々力分場】

班編成は行わず、全体での活動が主となる。

③ 利用者会

利用者が、主体的に作業所の運営に参加し自分たちの自主的な活動の場として、要望や意見を反映したり、余暇活動を通して社会参加を促進したりし、生活圏の拡大を図る。グループワークを行い仲間との交流を通じて作業所での生活上の問題を話し合い自分たちで解決する。また利用者会費の使い方を決めたり、所内行事や班外出を計画・実施したりする。月に1度モニタリングの機会をもち、個別支援計画に基づいた各々の活動の振り返りや発表ができる場とする。

- ・月2回実施。
（玉川本園：第2、4水曜日午後、等々力分場：第3水曜日午後）
- ・利用者会費（年額3,000円程度）：4月作業料支給日に会計が集める。
（等々力分場は、年額2,400円）
- ・運営委員

会長	1名	書記	1名
副会長	1名	会計	1名

④ クラブ活動

クラブ活動を通じて個性及び個別能力の伸長を図るとともに、心身の健康増進及び余暇活動の拡大充実、好ましい人間関係の育成を支援する。利用者の主体性を促し自治活動に繋げる。ボランティアなど外部のスタッフを入れることにより内容の充実を図り地域の障害理解の一助とする。

【玉川本園】

- ・希望の小グループに分かれて活動を実施する（活動内容は利用者会でクラブの希望を取り決定。人数は各クラブによって異なる）。
- ・第1・3水曜日に実施する。

【等々力分場】

- ・小グループに分かれて活動を実施する（活動内容は利用者会等で希望を取り決定）
- ・月に1回近隣にウォーキングを実施。（雨天等は所内で運動）

⑤ 係・実行委員活動

係や行事の実行委員活動を通して利用者が作業所運営に参加し、集団の中での自分の役割を意識し自己肯定感や所属意識を育む。またその人の伸ばしたい力に着目し、係の仕事を通してスキルアップに繋げる。

⑥ 運動

運動不足解消、健康維持、気分転換、リラックスなどを目的として、日課に身体を動かす時間を取り入れる。

- i) 朝のラジオ体操 9:10～9:20
- ii) ウォーキング 14:00～14:15
 - 【玉川本園】 個別のニーズに合わせて行う
 - 【等々力分場】 全員で行う
- iii) 室内運動（ダンベル体操） 毎日14:00～14:15
 - 【玉川本園】 音楽に合わせて、リズム体操とダンベル体操・ストレッチ
 - 【等々力分場】 音楽に合わせて、リズム体操・ストレッチ（ウォーキングに出ない場合）
- iv) スポーツ指導 月1回 <運動指導を講師に、軽運動を行う>
 - 【玉川本園】 第3金曜日午後に行う
 - 【等々力分場】 第1金曜日午後に行う

⑦ 健康管理

健康相談や検診等を通して、嘱託医及び看護師による健康管理と健康維持についての意識づけを行う。

- i) 嘱託医による健康診断・診察等 月1回
- ii) 定期健康診断 年1回
(玉川保健福祉センターにて血液、尿、胸部X線検査等を実施)
- iii) 歯科検診 年1回
(医師・歯科衛生士により実施)
- iv) 歯磨き指導 年1回
(玉川保健福祉センター歯科衛生士により実施)
- v) 体重・血圧測定 月1回

⑧ 玉川福祉作業所同窓会ビー・スマイル（OB会）

施設間の異動・企業就労等で、玉川福祉作業所・等々力分場を退所した利用者は22名。旧利用者の余暇支援・就労後の居場所づくり・定着支援実施のため、作業所が事務局となりOB会の開催を行っている。

【活動計画】

総会（年1回）・玉福まつり参加・余暇活動を実施。

⑨ 保護者会・役員会・検討委員会

利用者の福祉を増進すること及び会員相互の親睦を目的とし原則月1回、保護者会・役員会を開催するとともに、作業所との連絡会（保護者連絡会）に出席する。

検討委員会の活動は、作業所の発展を目的とし、主に行政または法人への要請等を行う。そのため保護者会と連携を図っていき、保護者会からの要請を受けた場合には随時活動する。

* 三所の会 随時実施（世田谷福祉作業所・烏山福祉作業所・玉川福祉作業所）

⑩ 保護者連絡会

法人や施設の運営状況や課題、行政の動向や行政からのお知らせ等を連絡。作業所と保護者会との連携を密にし、より良い運営を目指す。

新法による事業内容の変更に伴い、玉川本園と等々力分場の一体化と共に、形態を工夫して一層有意義に連携を深めていく。

【保護者連絡会活動計画（案）】

4月	・入所式1日(水)9:30～（役員参加） ・事業計画書報告会10日（金）
9月	・祭り担当者会
10月	【玉福まつり＝3日(土)】 ・祭り担当者会
1月	・新年会（もちつき大会）6日（水）

* 宿泊行事・玉福まつり等行事に関する連絡は、適宜保護者連絡会または保護者会にて説明・報告する。

(4) 運 営

① 利用者の人権を尊重する職員の基本姿勢

障害のある人が、住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳を守られ、自立と社会参加が保障されて生きていくことは当然の権利である。私たちの施設においても利用者一人ひとりのニーズを満たし、主体的に生きていくための支援が求められている。

それには、利用者の自己選択・自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や地域の関連機関とネットワークを組むなど、地域生活に必要な環境を整えることが重要である。

さらに、私たち職員の意識の持ち方、利用者や保護者の個別のニーズに応じた新しい取り組みへの工夫が必要であり、常に『人権』を尊重した次のような基本姿勢を堅持し、創意工夫を持って利用者の支援を行う。

- i) 私たちは、利用者の人としての尊厳を大切にし、利用者の性別、年齢、宗教、家庭環境、能力、障害程度等、あらゆる理由において差別をしません。
- ii) 私たちは、利用者の主体性・個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるよう意思決定を支援します。
- iii) 私たちは、利用者のプライバシーを守り侵害しません。
- iv) 私たちは、利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、利用者と常に対等な立場で接するとともに、必要な支援を求められたときには誠実に対応します。
- v) 私たちは、利用者への体罰・暴言等、さまざまな権利侵害、虐待は絶対に行いません。
- vi) 私たちは、利用者の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
- vii) 私たちは、利用者への的確な支援を行うため、専門性の向上と倫理の確立に向けて、自己研鑽に励みます。

私たち職員は、支援が独善的及び一方的になっていないかを、利用者の立場に立って常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この基本姿勢に反する行為は相互にこれを見逃さず、改善のための努力を日々行う。

② 支援理念

i) 差別の禁止

- i. 子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。
- ii. 障害の程度・状態・能力・性別・年齢等で差別しません。
- iii. 利用者本人の前で障害の呼称・状態を表す用語を差別的に使いません。
- iv. 障害のために克服困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- v. 利用者に対して、偏見や先入観を持って接することはしません。
- vi. 利用者の言葉や動作などの真似をしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

ii) 利用者の主体性と個性の尊重

- i. 利用者の入退所・異動にあたっては、本人・保護者に十分な説明を行い、本人が選択の機会を得られるように努めます。
- ii. 利用者一人ひとりに個別支援計画を準備します。また、個別支援計画の実施にあたっては、本人・保護者への説明を行い、同意を得て実施します。
- iii. 施設運営・サービス内容等に対する利用者・保護者の意見・要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。
- iv. 行事や活動計画には計画段階から、利用者が参加できるように努めます。
- v. 日課や行事の変更は、必ず利用者に伝え協議し了解を求めます。
- vi. 利用者一人ひとりの好み・嗜好を尊重します。
- vii. 利用者の活動においては、利用者の生活歴をよく知り、それまでの生活習慣を尊重するように努めます。
- viii. 利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援を行います。

iii) プライバシーの保護

- i. 職務上知り得た利用者個人の情報は他に漏らしません。
- ii. 本人・保護者の了解なしに、所持品の確認を行いません。
- iii. 本人・保護者の了解なしに、本人の写真や名前、作品などを掲示・展示、公開しません。
- iv. 主治医から情報を得る場合においても、本人・保護者の承諾のもとに行います。
- v. 他の機関への情報提供がたとえ本人の利益のためであっても、本人・保護者の了解なしには行いません。
- vi. 利用者のプライバシーに関する話を他の利用者の前でしません。

iv) 人権の尊重と対等な立場での支援

- i. 利用者と職員は大人として対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。
- ii. 利用者に対して交換条件を持ち出しません。
- iii. 利用者が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- iv. サービス内容は、職員側の価値観や都合で、一方的・画一的なものにしません。
- v. 利用者の嫌がることを強要しません。

v) 社会参加の促進

- i. 利用者が地域のサークル活動や催し物に参加するなど、地域社会とのつながりを持てるように支援します。
- ii. 利用者が図書館・区民センター等の地域資源を利用できるように支援します。
- iii. 利用者の活動に地域のボランティアを積極的に受入れます。
- iv. 施設の中の活動に止まらず、必要に応じて外出の機会を設けます。

vi) 専門性の向上と倫理の確立

- i. 職員は、利用者の可能性を伸ばし自立を促すため、個性や障害の特性を全人的にとらえ、関係機関との連携を図りながら的確な支援を行います。
- ii. 利用者に対する支援は、職員の統一した考えのもとに行います。

- iii. 職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けて積極的に研修に参加するなど自己研鑽に努めます。
- iv. 職員は、利用者支援にあたり、絶えず自己点検・相互点検に努めます。

vii) 体罰等の禁止

- i. 殴る・蹴る・抓る等の行為、その他故意に怪我をさせるようなことはしません。
- ii. 身体拘束や長時間の正座・直立等の肉体的な苦痛を与えることはしません。
- iii. 軽蔑や無視する等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- iv. 食事を抜く等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- v. いかなる場合でも、体罰は容認しません。
- vi. 自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、本人及び保護者への明確な説明を行います。
- vii. 利用者に対して威圧的な態度はとりません。

viii) セクシャルハラスメントの禁止

- i. 職員が他の職員、利用者及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに関係者が職員を不快にさせる性的な言動は絶対にしません。
- ii. セクシャルハラスメント行為を目撃した職員は、その当事者に対して注意をすると共に速やかに施設長に報告しなければなりません。
- iii. 報告を受けた施設長は、迅速かつ適切に対処します。

③ 実習・研修生受入計画

i) 校外実習・行動観察等

特別支援学校、利用希望者、関係機関からの依頼(福祉施設・学校・保健福祉センター)他。

ii) 研修生

- i. 社会福祉従事者
 - ・ 他施設支援職員、看護師、栄養士、法人職員等
- ii. 大学・専門学校等
 - ・ 社会福祉援助技術研修生
 - ・ 教員免許法に伴う介護等体験生
 - ・ 教員初任者研修
- iii. 介護技術養成機関
 - ・ 世田谷区社会福祉協議会地域活動支援講座実習生
- iv. 高等学校
 - ・ 介護福祉士養成課程及びボランティア体験実習等
- v. 小学校・中学校
 - ・ 総合学習、職場体験実習、ボランティア体験実習
- vi. 世田谷ボランティア協会
 - ・ 春、夏のボランティア体験実習
- vii. その他

④ 職員研修

i) 職場研修の理念・方針

- i. 福祉サービス業としての人権意識を高め職業倫理を確立
- ii. 社会福祉法人大三島育徳会の理念と取り組みの理解
- iii. 時代の変化に対応できる人材育成
- iv. 福祉ニーズの多様化への対応

ii) 今年度の研修課題

利用者により良いサービスを提供するために、次の内容の研修を実施し、職員のスキルアップを図る。特に今年度は、工賃アップ・メンタルヘルス・成年後見制度について全体研修実施。

内 容	目 的
<p>OJT (職務を通じての 研修)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自施設内で、現場支援員に対し随時OJTを実施し、施設運営に必要な知識・技術の習得を図る ・ 研修報告会の実施 ・ 法人理事会と提携し、福祉サービス・処遇に関する理解を深める
<p>OFF-JT (職場を離れての 研修)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設見学、研修 (他施設の運営や支援方法を見聞することで、職員の視野をひろげ、支援の幅をひろげる) ・ 自閉症等、多様な障害の研修に参加し情報を得る ・ 権利擁護、苦情処理、虐待防止、危機管理、防災訓練等の研修に参加 ・ 就労支援の研修に参加 ・ 人材育成の研修に参加
<p>SDS (自己啓発 援助制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務関連資格取得通信教育等の受講費助成制度
<p>その他、配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主生産の拡大につながる自主研修の援助 ・ 平日の勤務時間帯に参加できるよう配慮 ・ 職種に区別することなく、全職員に全ての研修の情報を提供

iii) 研修予定

個別研修計画に基づき研修を実施し、その成果を報告・発表し職員全体の専門性の向上を図る。

種別	内容	主催	
講演会・セミナー	運営	施設長研修	全国社会福祉協議会
		サービス管理責任者研修	東京都福祉保健局
		経理研修	東京都社会福祉協議会
		栄養士研修	世田谷保健所
		指導者研修	東京都社会福祉協議会
		中堅研修	東京都社会福祉協議会
		新人研修	東京都社会福祉協議会
		接遇研修	社会福祉法人大三島育徳会
		法人研修	社会福祉法人大三島育徳会
		消防研修	玉川消防署
	受託・自主生産	工賃アップセミナー	(株)福祉ベンチャーパートナーズ
		工賃アップセミナー	障害者支援情報センター
		機織り・陶芸講座	
	就労支援	ジョブコーチ基礎講座	NPO法人JC-NET
		ジョブコーチ実践セミナー	NPO法人JC-NET
		ジョブコーチ事例フォーラム	NPO法人JC-NET
	障害理解 権利擁護	障害理解と対応について 権利擁護、虐待防止 リスクマネジメント 意思決定支援	東京都障害者通所活動施設職員 研修会 自閉症カンファレンス NIPPON 日本ダウン症協会
		知的障害援助専門員資格取得	日本知的障害者福祉協会
	事例検討会	障害者ケアマネジメント	世田谷区自立支援協議会 玉川支援ねっと
	施設見学	企業	特例子会社など
特別支援 学校		青鳥特別支援学校	
		田園調布特別支援学校	
		矢口特別支援学校	
		永福特別支援学校	
施設		施設体験研修	東京都社会福祉協議会
	施設見学（全職員）	特例子会社・障害福祉サービス 事業他	

iv) 所内研修

宇野ドクター	・事例検討会 他
工賃アップ	・職員グループワーク・全体研修
メンタルヘルス	・リスクマネジメント委員会の取り組みとして全体研修
施設見学	多機能事業を展開する福祉サービス事業所等見学

⑤ 定例会議

【所内】

会議名	頻度	内容
合同職員会議	月1回	①月行事計画 ②業務協議・報告 ③職員勤務等
運営会議	月4回	①運営の課題 ②研修 ③利用者処遇他
支援員会議	月1回	①アセスメント・個別支援計画 ②就労支援 ③ケース
行事担当者会議	随時	①企画・予算 ②評価・決算
就労継続支援会議	年5回	①受注状況 ②販売状況 ③工賃状況 ④新規開拓
就労移行支援会議	月1回	①職場開拓 ②実習支援 ③定着支援

【法人】

会議名	頻度	内容
法人部課長連絡会	月1回	①法人運営全般 ②施設運営全般
検査部会	月1回	①法人内実地指導 ②法人内サービス検査
リスクマネジメント委員会	年5回	①防災部会 ②虐待防止部会
ホームページ委員会	随時	①更新内容確認 ②掲載内容検討
福利厚生委員会	随時	①企画・予算 ②報告

⑥ 医療等機関名

【内科】 医療法人社団 瀬田診療所
 (所在地) 世田谷区上野毛4-24-15
 (電話番号) 03-3700-4369

【内科】 浜田クリニック
 (所在地) 世田谷区等々力2-1-15
 (電話番号) 03-5758-7781

【内科】 公益財団法人 日産厚生会玉川病院
 (所在地) 世田谷区瀬田4-8-1
 (電話番号) 03-3700-1151

【心理】 世田谷区保健福祉部障害者地域生活課

【支援相談】 横浜発達クリニック 宇野洋太医師

【スポーツ指導】 運動指導員 等

⑦ 自衛消防計画

平成27年度防災・避難訓練年間計画

災害に備えて危機管理を高める。防災への意識づけのため、毎月防災避難訓練を行う。

月	訓練種別	月	訓練種別
4月	避難訓練	10月	震災訓練
5月	通報訓練	11月	水害訓練
6月	水害訓練	12月	避難訓練
7月	交通訓練	1月	火災訓練
8月	火災訓練	2月	消火訓練
9月	総合訓練	3月	総合訓練

⑧ 危機管理

i) 施設緊急時対応マニュアルに基づいた緊急対応の徹底

ii) 関東直下型地震を想定した防災整備推進

- i. 備蓄物品
- ii. 転倒防止対応
- iii. 備蓄食体験
- iv. 連絡体制強化（無線訓練、伝言ダイヤル、メーリングリスト他）
- v. 二次避難所開設運営体制の基盤整備
- vi. 青森ワークキャンパスとの災害協定の拡充と具体的な取り組み

iii) 各種保険の加入

- i. 傷害保険
- ii. 賠償責任保険（生産物・請負・施設）

iv) 施設内事故の防止

- i. 利用者同士のトラブルへの配慮・対応
- ii. 日常生活・作業支援の中で、常に危機管理を意識し、同じミスを繰り返さないためにも、「ヒヤリハット」として事故の記録を残し、職員間で周知徹底する。
- iii. 職場内において、職員同士がお互いに点検し合い、一つの事例を共有化することにより支援システムの向上を図る。

v) 防犯

- i. 地域防犯ネットワークからの情報提供・連携
- ii. 地域学校協議会・町会・自治会との連携
- iii. 退勤時の戸締まり、火元責任者の確認等の見回り徹底
- iv. 警備委託業者（セコム株式会社）との連携

【玉川本園】 3709-3504（東京本部用賀営業所）

【等々力分場】 5701-5101（世田谷南支社）

vi) 個人情報の管理

- i. 「個人情報の取り扱い」に基づき、利用者・職員の個人情報の管理徹底
- ii. PC情報の管理とウイルス感染への対応

⑨ 個人情報の取り扱い

玉川福祉作業所では、利用者の支援に関わる個人情報を「個人情報保護規程」及び「個人情報保護方針」（社会福祉法人大三島育徳会）に則り、次のように適正に管理運用している。

- i) 原則として、個人情報を利用者本人の支援・健康管理の目的以外には使用せず、また個人情報を外部の第三者には提供しない。但し、法に定める場合を除く。
- ii) 新規ご利用に当たって、利用者本人のかかりつけ医と当施設の嘱託医との間で、この使用目的の範囲内で診療情報を共有する場合や、ご利用中の受診等に当たって、この使用目的の範囲内で情報提供をする場合がある。
- iii) 以下の場合、当該目的を限定し、利用者本人から知り得た支援情報・診療情報を利用する場合がある。
 - i. 支援に関する事例研究のためのデータ
 - ii. 利用者本人の事故防止など安全確保のための研究データ
 - iii. 利用者本人の権利利益の保護の為のデータ提供
- iv) なお、上記利用の場合でも事前に意思確認を行い、ご意思に反する場合は利用しない。

⑩ 年間行事予定（案）

月	行事・販売会	面談・健診他
4月	入所式1日(水) 多摩川癒しの会	
5月		移行・継続B型個別支援計画面談 歯科検診・歯磨き指導【本園】
6月	障害者オムニバス展【本園】	歯科検診・歯磨き指導【分場】
7月	本園宿泊行事9日(木)～10日(金) 分場宿泊行事16日(木)～17日(金)	移行個別支援計画面談(中間)
8月	施設公開7日(金) 利用者サマープログラム(12日～14日)	
9月	ライズイベント販売	
10月	玉福まつり3日(土) 振替休日5日(月) 尾山台フェスティバル【分場】	移行個別支援計画面談(中間)
11月	いきいき世田谷文化祭 博水の郷秋祭り 喜多見地区祭 多摩川癒しの会	定期健康診断
12月	区民ふれあいフェスタ ボロ市15日(火)～16日(水) (予定) 年末年始休業 12/29日(火)～1/3日(日)	定期健康診断
1月	新年会6日(水)	定期健康診断 移行・継続B型個別支援計画面談(評価)
2月		定期健康診断 移行・継続B型個別支援計画面談(評価)
3月	玉川支援ねっと「春の交流会」 おやコム防災訓練【分場】 仕事納め会30日(水) 利用者休業日(新年度準備日)31日(木)	

※継続B型個別支援計画面談(中間)は必要に応じて個別に実施

※利用者フリー夏季休業日:7月～9月の間で3日間

(8月12日～14日に夏季休業を取得しない利用者)

※施設公開:玉福まつりでは取り込みにくい層をターゲットに、交流・障害理解等の場とする。

(5) 相談・苦情受付窓口

① 苦情対応

- i) 苦情受付担当者（サービス管理責任者）が伺い、苦情解決責任者（障害者支援局長・施設長）が責任を持って解決に努める。
- ii) 他に世田谷区に「苦情対応機関」が設置されている。
 - * 保健福祉部指導担当課（保健福祉サービス苦情審査会事務局）
（電話）03-5432-2605

② 虐待防止

- i) 虐待防止受付担当者（サービス管理責任者）が伺い、虐待防止責任者（障害者支援局長・施設長）が、通報義務に基づき虐待を受けた利用者の支給決定をした市区町村の窓口（保健福祉課）に通報。
- ii) 世田谷区における虐待に関する相談、通報、届け出窓口（平日）
 - 総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03（5432）2865 / FAX 03（5432）3049
 - 北沢総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03（3323）1734 / FAX 03（3323）9925
 - 玉川総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03（3702）2092 / FAX 03（5707）2661
 - 砧総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03（3482）8198 / FAX 03（3482）1796
 - 烏山総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03（3326）6115 / FAX 03（3326）6154
 - 世田谷区夜間・休日虐待通報ダイヤル（土日、祝日、年末年始、夜間）
電話03（5432）1033
- iii) 保健福祉部指導担当課（保健福祉サービス苦情審査会事務局）
電話03（5432）2605

③ 個人情報保護

* 個人情報についてのお問い合わせ先

障害者支援局長	比留間 孝子
施設長	阿久沢 佐喜子
サービス管理責任者	石野 正子

④ 第三者委員

施設・法人運営、利用者対応、虐待に関することや個人情報に関することなど利用者に関わるあらゆることに関して、職員に言いにくい相談、職員の説明に納得のいかないことがあれば、法人から委託を受けた第三者委員が対応する。

名 前	職 業	連 絡 先
荒木哲郎	評議員 弁護士	寺本法律会計事務所 TEL 03-5250-3921 FAX 03-5250-3925
坂井義明	評議員 行政書士	行政書士 坂井事務所 TEL 03-3389-8873

平成27年度 玉川本園・等々力分場事業予定表

		下半期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営全体	工賃向上 個別支援計画・評定見直し 業務の標準化推進												
	二一ズ調査								利用調整申込				
	個別支援計画 作業評定会議		計画面談		モニタリング面談		モニタリング面談				評価面談		
	職員会議						評定会議						評定会議
保護者連絡会	保護者連絡会			5/12保護者連絡会				10/15保護者連絡会			新年会		3/14保護者連絡会
	新規利用者等校外実習					アセスメント実習				行動観察	行動観察		
	合同							10/3玉福まつり	博水文化祭	12/15,16ポロ市	1/6新年会		3/春の交流会
	玉福 分場		5/29齒科検診・歯磨 講習者7～10班(高島屋)	6/歯科検診・歯磨 講習者7～10班(高島屋)	7/9～10宿泊行事				11/27健康診断	12/18健康診断	1/8健康診断	2/19健康診断	3/30仕事納め会 3/ 駒大演奏会 3/30仕事納め会 おやこムン防災訓練
授産事業	受託												
	自主生産												
	販売会												
	官公需												
就労移行	就職準備 プログラム												
	他機関参加												
	その他												
	世田谷就労ネット(第2本15～17時)												
	職場開拓												
	面接会												
	福祉実習												
	JOY(産木)												
	JOY(博水)												
	企業実習 (保護就労会)												
定着支援													
生活支援など	生活支援など												
	自立支援協議会・玉川支援ネットワーク												
地域連携	その他												
	ボランティア												

